

感染管理認定看護師資格取得支援事業補助金に係る名古屋市 Q&A

No	質問	回答
	どの分野の資格が対象になりますか。	公益社団法人日本看護協会が認定する「感染管理」分野の認定看護師が補助対象となります。
	受講職員について、勤務形態や勤務年数等の条件はありますか。	条件はありません。常勤・非常勤の別を問わず、勤務年数も不問です。
	どの教育機関での受講が対象でしょうか。	全国の教育機関での受講が対象となります。
	受講職員に手続きをとらせて、この職員に対して市から直接補助金を交付してもらう事は可能ですか。	受講職員に対し、市から直接補助金を交付することはできません。 この補助金は、病院又は診療所が実施する、職員に対する対象資格取得支援の取組に対し補助するものであり、補助対象はあくまでも病院又は診療所となります。
	来年度に資格を取得するため、教育機関に職員を派遣予定ですが、入学金や授業料を今年度中に支払う必要があります。その場合、入学金や授業料はいつ申請するのでしょうか。	例えば、入学金の支払いと入学日のように年度をまたぐ対象費目についても、申請期限は、補助金交付要綱の別表 2 の期限のとおりです。
	入学金、授業料はこの事業に申請していなかったが、代替職員人件費、宿泊滞在費のみ、申請することは可能ですか。	一部の対象経費のみの申請も可能です。
	審査料、認定料のどちらか片方のみ、申請することは可能ですか。	一部の対象経費のみの申請も可能です。
	令和 6 年度に入学し、受講するのですが、すでに支払った入学金、授業料について申請可能ですか。	令和 6 年 4 月以降に支払い予定の対象経費のみ申請可能であり、令和 6 年 3 月以前に支払い済みの対象経費については申請が出来ません。
	当医療機関では、受講職員に対し給与を支給し、入学料、授業料及び審査料・認定料については、受講職員本人と医療機関で 2 分の 1 ずつ負担します。この場合も補助金の申請をすることは可能ですか。	医療機関が負担する対象経費については、利用することができます。 受講職員本人の負担分については、利用することはできません。
	同一事業所から同じ年度に、2 名以上申請することはできますか。	可能です。ただし、申請書は受講職員ごとに作成する必要があります。
	「補助事業が予定の期間内に完了しないとき」とはどのような場合ですか。	補助金を申請した年度の 3 月 31 日までに、医療機関が対象経費の支出を完了できなかった場合が該当します。
	対象経費の支出は、受講職員と教育課程実施機関等のいずれに対しても可能ですか。	医療機関からの対象経費の支出は、受講職員又は教育課程実施機関等のいずれに対しても可能ですが、

	すか。	当該支出は補助金の交付決定を受けた後に行う必要があります（補助金の交付決定を受ける前に、医療機関は対象経費を支出することはできません）。
	実績報告はいつまでに提出する必要がありますか。	補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに提出する必要があります。
	入学金、授業料、宿泊滞在費、代替職員人件費の補助を受けていたが、職員が研修を受講している途中で退職してしまった場合、補助金は返還となりますか。	医療機関が雇用している職員ではなくなることから、医療機関から補助金を返還していただきます。
	入学料、授業料、宿泊滞在費、人件費の補助を受け研修を修了したが、認定審査の合格発表前に、職員が退職してしまった場合、補助金は返還となりますか。	研修を修了しているのであれば、入学金、授業料、代替職員人件費、宿泊滞在費については返還の必要はありません。
	代替職員人件費はどのように計算するのでしょうか。	資格取得に係る受講のために不在となった受講職員の代替職員に対して支払われた基本給、各種手当、法定福利費及び賞与を合計したものをその月の人件費として計上できます。（賞与は、支給日の属する月の人件費として計上となります）。
	ファックスによる申請は可能ですか。	ファックスによる申請は受けつけておりません。可能な限り電子メールでのご提出にご協力をお願いいたします。
	提出する書類は写しやデータでも良いですか。	書類は写しやデータによる提出も可能です。可能な限り電子メールでのご提出にご協力をお願いいたします。